

# 事業承継・集約・ 活性化支援資金

## 融資制度の概要

融資限度額

14億4千万円

融資期間

設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）  
運転資金 10年以内（うち据置期間5年以内）

事業承継の事例集  
を発行しています！  
詳細は最寄りの支店まで  
お問い合わせください！



公庫における  
事業承継支援の  
取り組み

こちらから▶



日本政策金融公庫  
中小企業事業

# ▶ご融資のイメージ



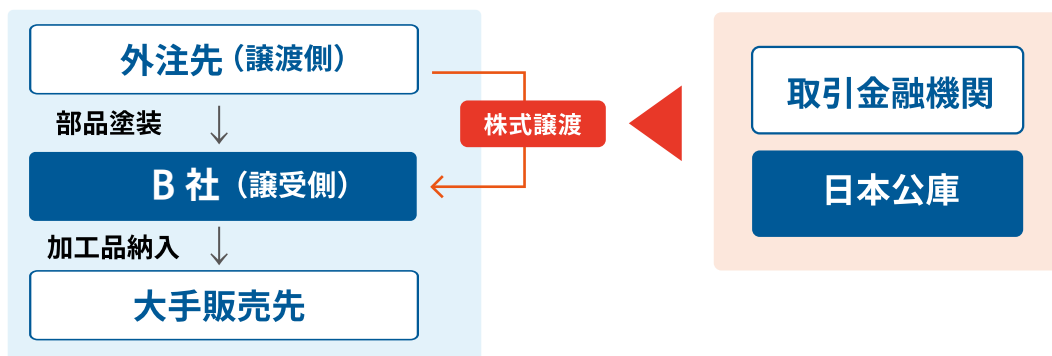
## 事業承継計画に必要な資金

A社は食料品卸売業者で、中期的な事業承継（経営者の交代）を計画しているが、業務効率化や人材確保が事業承継上の課題となっていた。今般、現経営者が後継者とともに、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定。事業承継上の課題に対応するために本社移転を決断。公庫は取引金融機関と連携し、本社移転に必要な資金を融資。



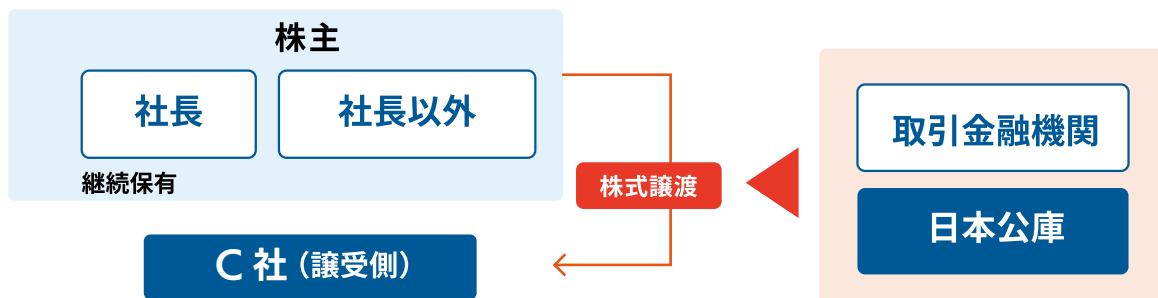
## M&A

部品塗装を手掛けるB社は、後継者不在の外注先が廃業した場合、サプライチェーン維持が困難となるため、外注先の事業承継を決断。公庫は取引金融機関と連携し、外注先の株式取得資金を融資。



## 自己株式取得

株式が分散していることを課題に感じているC社は、安定的な経営権の確保を目的に、社長以外が保有する自己株式の集約を決断。公庫は取引金融機関と連携し、自己株式の取得資金を融資。





## 事業承継後の新たな取組

D社は、航空機関連部品の加工業者。創業来、部品の中間加工を行ってきた。かかる中、2年前に先代創業者からE社長へ代表者を交代。E社長は取引メーカーと相談を重ね、荒加工から仕上加工までの一貫生産を決定。公庫は取引金融機関と連携し、一貫生産体制構築に必要な資金を融資。



## PMI の取組

織物商品を製造販売しているF社は、1年前に同業のG社をM&A。M&A後の統合効果を最大化するため、認定経営革新等支援機関の支援を受けてPMI計画を策定し、品質管理システムの統合などを実施。公庫は取引金融機関と連携し、PMIの取組に必要な資金を融資。



※「PMI」とは、M&A後に行われる組織や業務の統合作業です。M&A後に譲受企業と譲渡企業との相乗効果が発揮されるよう、PMIを実施することが重要とされています。



## 経営承継円滑化法の認定を受けた代表者個人

H氏はI社の代表取締役役に就任。H氏の持ち株比率を高めるために、都道府県に経営承継円滑化法の認定申請を行い、先代社長J氏が保有する株式をH氏個人が取得。

公庫はH氏個人が株式を取得するための資金を融資。

※個人事業主に該当しない個人は、公庫法に定める中小企業者ではないため公庫のご融資対象ではありませんが、経営承継円滑化法の認定を受けることにより、後継者である個人が事業承継の際に必要な資金について、公庫から融資を受けることが可能になります。



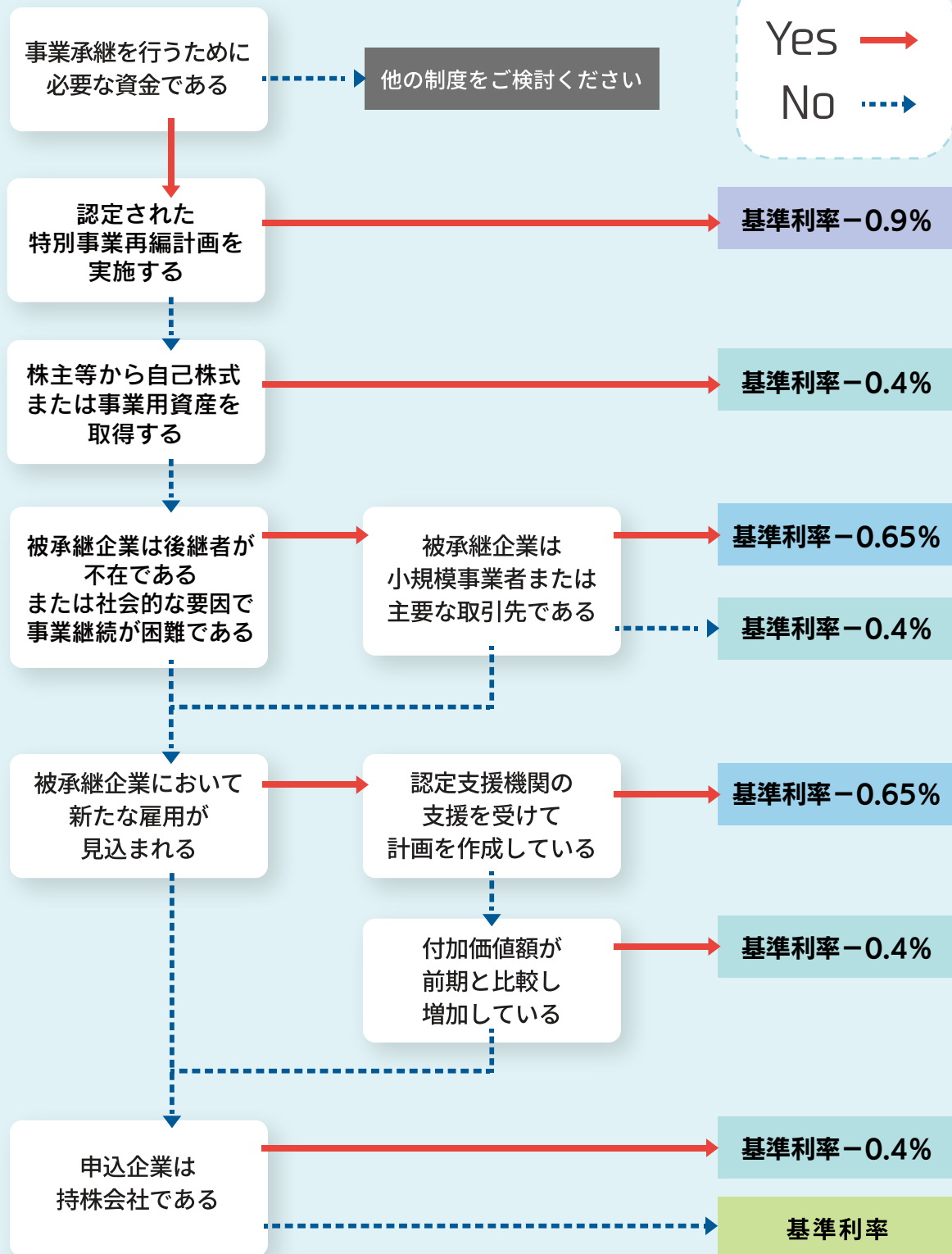
## 経営者保証免除の謝絶

K社は代表取締役をL氏からM氏に交代。L氏が取引金融機関からの借入の保証人になっていたため、当該保証の免除を申し入れたものの謝絶された。公庫は取引金融機関の承諾を得て、L氏を保証人とするK社の債務返済資金を融資。

# 事業承継・集約を行う方(ご利用いただける方2)の融資利率

## 適用利率簡易フローチャート

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。



※本資料は、事業承継・集約・活性化支援資金のうち一部を抜粋しております。  
被承継企業が対象となる場合もございます。

# ▶ 適用利率表

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。

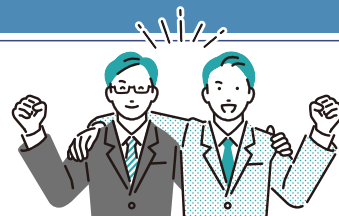
	ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資利率
1	中期的な事業承継を計画し、代表者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方	事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金	8億円まで 基準利率－0.4%（上限3.0%） ただし、現経営者の年齢が55歳以上であって、認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を実施する場合には、 基準利率－0.65%（上限3.0%）  8億円超 基準利率（上限3.0%）
2	安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方	事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金 <sup>（注1）</sup>	基準利率（上限3.0%） ただし、一定の要件を満たす場合は、8億円までそれぞれに定める利率（上限3.0%）※  8億円超 基準利率（上限3.0%）  ※「適用利率簡易フローチャート」をご参照ください。
3	事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方 <sup>（注2）</sup> 、新たな取組を図る方 <sup>（注2）</sup> またはPMIの取組を図る方	当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	8億円まで 基準利率－0.65%（上限3.0%） ただし、産業競争力強化法に基づき認定された特別事業再編計画を実施するために必要な資金については、 基準利率－0.9%（上限3.0%）  8億円超 基準利率（上限3.0%）
4	中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人	事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金であって、中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金	8億円まで 基準利率－0.4%（上限3.0%） ただし、付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は、基準利率－0.65%（上限3.0%）  8億円超 基準利率（上限3.0%）
5	事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方	金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金	基準利率（上限3.0%）

（注1）当該事業を承継・集約される方が必要な設備資金や長期運転資金、当該事業を承継・集約される方に対する転貸資金を含みます。

（注2）取組後、おおむね5年以内の方を含みます。

## 中小企業のグループ化について

親会社が成長志向・ポテンシャルを持つ複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ体となって成長を目指す「**中小企業のグループ化**」に注目が集まっています！



新たなコア人材（経営・技術等）の流入  
（外部からのコア人材（経営・技術等）と既存の人材が協働）

長期投資・  
中長期的な支援

1

### 経営の効率化

経理・総務・人事といったバックオフィス業務を親会社に集約することでコストを最小化し、グループ全体の業務効率が改善。

2

### シナジー効果の発揮

各子会社の持つ強みの連携や弱みの補完を行うことで、1社では発揮し得なかった価値の発揮を実現。

3

### 親会社の強みの横展開

DXをはじめとした、親会社が保有する汎用的な強みを子会社に展開し、グループ全体でのパフォーマンスを向上。

## グループ体での成長の実現

（資料）中小企業庁 令和5年度「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会 第4回（事務局説明資料）」

## 事業承継、グループ化等に関する国の支援制度

補助金、税制等、事業承継、グループ化に関する支援制度がございます。



- ・事業承継・引継ぎ補助金
- ・中小企業事業再編投資損失準備金 等

概要はこちら

中小企業庁HP



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細  
はこちら

